

新旧対照表

新	旧
<p>居宅介護職員初任者研修等事業者の指定に関する事務取扱要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 一 「<u>指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u>」(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第3号に規定する居宅介護職員初任者研修であって、居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものをいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>第3条～第17条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年5月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>居宅介護職員初任者研修等事業者の指定に関する事務取扱要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 一 「<u>指定居宅介護等の提供に当たるものとして厚生労働大臣が定めるもの</u>」(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第3号に規定する居宅介護職員初任者研修であって、居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものをいう。)～第17条 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第3条～第17条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年5月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。</p>